

諮問（情）第52号

答 申

第1 審査会の結論

平成26年度及び平成27年度の教育委員会生涯学習部に所属する特定職員が送信した電子メール全件に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年5月26日付けで、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件請求を行った。

2 原決定及び非公開部分

処分庁は、本件請求において、一度に大量の文書の公開請求があり、対象公文書を短期間に検索、特定することが困難であるとして、条例第12条第2項の規定により、公開決定等の期間の延長を行い、通知した。

処分庁は、本件請求に係る対象公文書として、合計537件の電子メールを特定し、平成27年7月9日付けで原決定を行った（対象公文書、非公開部分及び非公開理由については、別紙1及び別紙2のとおり。）。

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、平成27年8月21日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨**1 審査請求の趣旨**

審査請求に係る処分を取り消し、対象公文書の全部を公開するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

- (1) 公開決定された文書には遺漏があり、請求したすべての文書（電子メール）が公開されていない。
- (2) 職務上作成している電子メールで一覽に記載がないものが多数あると思われる。
また、特定職員の裁判に係る電子メールが1件もない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

本件請求に係る対象公文書の特定に当たっては、生涯学習部内の共有ファイルサーバー、特定職員が所属する課の所属職員個人の電子メールの受信履歴等の全てを確認し、本件請求があった時点で現存していた全ての公文書について抽出を行っており、教育委員会の職員が恣意的に文書の選別を行っているという事実はない。

具体的な作業方法としては、第一段階として、生涯学習部内の共有ファイルサーバー及び特定職員が所属する課の所属職員個人の受信メールの中から対象期間内に特定職員が送付した電子メールを全件抜き出す作業を行った。この段階でメールの件数は1,008件あった。

次に、これらのメールの送信日時、タイトル、内容を確認し、同一内容のメールを複数人に送信している場合があるので、そうした場合は1件のみを残して他を除外するという作業を行った。この結果、537件となった。

公文書の特定の考え方については、抽出する範囲を生涯学習部内としている。特定職員が部内の職員にメールを送付する場合には、職務上のものであれば課の庶務担当者などにカーボンコピーで同時に送信することが標準的であるので、抽出の範囲を生涯学習部のファイルサーバーにして全件検索をした。

審査請求人は裁判に関するメールが1件もないと主張しているが、裁判に係る事案は、特定職員が教育委員会に異動する前に所属していた局に所属していたときのことである。特定職員本人に聴取したところ、教育委員会に異動した後に、裁判を扱う総務局法制課の職員との間に1～2回やり取りを行った事実はあるとのことであったが、現在特定職員が所属する課の職務に直接関係するものではないことから、やり取りが終わった後にすぐに削除したとのことであった。したがって、当該メールについては現存していないため、公開することができない。

2 非公開情報該当性について

対象公文書における非公開情報は別紙1の公開しない部分欄に記載したとおりであり、非公開理由は別紙1の非公開理由欄及び別紙2の非公開理由に記載したとおりである。

第5 審査会の判断

1 対象公文書の特定について

審査請求人は、処分庁が特定した文書以外に文書が存在すると主張しているため、これについて検討する。

諮問庁の説明によれば、対象公文書の特定に当たっては、特定職員が所属する生涯学習部内の共有ファイルサーバーと特定職員が所属する課の所属職員個人の受信履歴のすべてを確認し、本件請求があった時点で現存していたすべての電子メールについて抽出し、これらの電子メールの中から対象期間内に特定職員が送付した電子メールを全件抜き出す作業を行い、次に、これらのメールの送信日時、タイトル、内容を確認し、同一内容のメールを複数人に送信している場合があるので、そうした場合は1件だけを残して他を除外するという作業を行った結果、合計で537件となったとのことであった。

また、審査請求人は「裁判に関するメールが1件もない」と主張しているが、裁判に関係する事案は、特定職員が教育委員会に異動する前に所属していた局に所属していたときのことであり、教育委員会に異動した後に、裁判を扱う総務局法制課の職員との間に1～2回やり取りを行った事実はあるが、現在特定職員が所属する課の職務に直接関係するものではないことから、やり取りが終わった後にすぐに削除したため、当該メールについては現存しておらず、公開することができないとのことであった。

上記の諮問庁の主張及び説明について、当審査会においては、特に不自然・不合理な点は認められなかった。また、特定した文書以外の文書が存在しないとする諮問庁の主張を覆し、その存在を推認させるに足る事実を認めることもできなかった。

2 非公開情報該当性について

(1) 非公開情報について

原決定に対する審査請求に係る非公開部分は、次の情報であると認められる。

ア 別紙1の文書54、文書62、文書76、文書83、文書251、文書416、文書477、文書485、文書508、文書509及び文書516の公開しない部分欄に記載された情報

イ 別紙1の文書226、文書227、文書235、文書293及び文書462の
公開しない部分欄に記載された情報

(2) 条例第7条第1号該当性

上記(1)アの非公開情報は、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

(3) 条例第7条第5号オ該当性

上記(1)イの非公開情報は、他団体から非公開を前提に任意に提供された情報であり、これを公開した場合には、以後、当該団体からの円滑な情報提供に支障が生じ、教育施設整備事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第5号オに該当することから、非公開が妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年12月14日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成27年12月16日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成28年 1月 4日	審査請求人の意見書を受理
平成28年 1月12日	諮問庁に意見書を送付
平成28年 3月14日 (第147回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成28年 4月11日 (第148回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議

平成28年 5月12日 (第149回審査会)	審議
平成28年 5月18日	答申